

山形県立保健医療大学大学院履修規程

平成 21 年 4 月 1 日
規 程 第 6 7 号
改正 平成 27 年 8 月 10 日
規 程 第 1 3 号
改正 平成 29 年 2 月 24 日
規 程 第 8 号
改正 平成 30 年 10 月 15 日
規 程 第 1 1 号
改正 令和 3 年 3 月 17 日
規 程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 20 条第 2 項の規定に基づき、山形県立保健医療大学大学院（以下「本学大学院」という。）における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(主研究指導教員)

第 2 条 学生の研究指導を担当するとともに、学生の授業科目の履修指導等に当たるため、学生毎に主研究指導教員が定められるものとする。なお、主研究指導教員については、研究指導教員の資格を有する者があたるものとする。

(研究指導)

第 3 条 研究指導は、学生毎にその内容が定められるものとし、その研究指導については、主研究指導教員のほか、副研究指導教員が担当するものとする。なお、副研究指導教員については、研究指導教員又は研究指導補助教員の資格を有する者があたるものとする。

2 副研究指導教員の人数については、博士前期課程においては原則として 1 人以上とし、博士後期課程においては 2 人とする。

3 副研究指導教員については、博士後期課程においては第 1 項の学生が属しない分野から 1 人を選出する。

(研究指導教員の変更)

第 4 条 やむをえない事情により主研究指導教員又は副研究指導教員の変更を必要とする場合、対象となる学生は、研究指導教員変更申請書（別紙様式 1）を研究科長に提出しなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 研究科長は、前項の申請を認めたときは、研究指導教員変更通知書（別紙様式 2）により、申請者に通知する。

(他大学の大学院等における研究指導)

第 5 条 学生は、本学が協議をした他の大学の大学院及び研究所等（外国の大学の大学院及び研究所等を含む。）において研究指導を受けようとするときは、主研究指導教員及び研究科長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により他の大学の大学院等において受けた研究指導は、本学大学院において受けた研究指導の一部とみなすことができる。

(履修の登録及び放棄)

第 6 条 学生は、毎年度始めに、履修しようとする授業科目について主研究指導教員の承認を受けるとともに、履修届（別紙様式 3）を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、前項の履修登録を行った後、後期の授業科目について所定の期日までに追加履修登録を行うことができるものとする。

3 学生は、第1項の履修登録及び前項の追加履修登録をした授業科目について、履修を中止する場合、所定の期日までに放棄届を提出しなければならない。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修した者には、当該授業科目を担当する教員が認定の上、所定の単位を与える。

2 前項の単位認定の時期は、当該授業科目の履修を終了した学期毎に行う。

(成績の評価)

第8条 授業科目の成績の評価は、試験又は研究報告により行う。ただし、平常の学習活動の評価をもって試験又は研究報告に代えることができる。

2 授業科目の成績は、100点満点をもって評価し、60点以上を合格とする。この場合において、次の区分により、A、B、C及びDを合格、Fを不合格として評価することができる。

判定		合格				不合格
評価	評語	A	B	C	D	F
	点数	100～ 90点	89～ 80点	79～ 70点	69～ 60点	59点 以下

3 前項の点数をもって評価し難い場合は、合格及び不合格の評価をもってすることができる。

(総合成績の評価)

第9条 前条の成績の評価に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修登録した授業科目のG Pの平均（以下「G P A」という。）を算出し、総合成績の評価を行う。

2 G P Aの対象となる授業科目は、次の各号に掲げる適用除外科目を除くすべての科目とする。

(1) 大学院学則第24条における既修得単位として認定した科目

(2) その他必要と認められる科目

3 成績の評価に対するG Pは、次のとおりとする。

判定	合格				不合格
評語	A	B	C	D	F
G P	4	3	2	1	0

4 G P Aは、次の計算式により、学期毎に算出する。

$$G P A = \frac{(\text{履修した授業科目のG P} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和}}{(\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})}$$

※小数第3位を四捨五入

5 不合格となった科目を再履修した場合は、再履修による成績をG P Aの対象とする。

6 G P Aは、毎年度始めに履修登録した授業科目を対象として算出した学期G P A及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出した累積G P Aとする。

(既修得単位の認定)

第10条 大学院学則第24条の規定により取得したものとみなすことができる単位数の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

(1) 既修得単位認定申請書（別紙様式4）

(2) 卒業証明書又は在籍証明書（出身大学の大学院の発行するもの）

(3) 成績証明書（出身大学の大学院の発行するもの）

(4) 申請する授業科目について、出身大学の大学院等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算・認定に必要な書類

2 研究科長は、前項の認定をしたときは、既修得単位認定通知書（別紙様式5）により、申請者に通知する。

（在学期間の短縮）

第10条の2 博士前期課程においては、前条第2項の規定により本学大学院の博士前期課程に入学する前に取得した単位を本学大学院の博士前期課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の一部を履修したと認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項は研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月10日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条及び第8条の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

研究指導教員変更申請書

年 月 日

山形県立保健医療大学大学院
保健医療学研究科長 殿

課程名
学籍番号
氏名

山形県立保健医療大学大学院履修規程第4条に基づき、主研究指導教員・副研究指導教員の変更について、下記のとおり申請いたします（※）。

記

新指導教員
職名
氏名 <input type="checkbox"/>
旧指導教員
職名
氏名 <input type="checkbox"/>
変更理由

※変更する教員の区分に○をつけること。複数の教員を変更する場合は、教員毎に申請書を提出すること。

研究指導教員変更通知書

年 月 日

殿

山形県立保健医療大学大学院
保健医療学研究科長

年 月 日付けで申請ありました 主研究指導教員・副研究指導教員 の変更については、下記のとおり決定します。

記

新指導教員

職 名

氏 名

履 修 届

年 月 日

山形県立保健医療大学大学院
保健医療学研究科長 殿

課程名
学籍番号
氏 名

下記のとおり授業科目を履修したいので届けます。

記

	年度	分野	領域
	授 業 科 目	単 位 数	担 当 教 員 名
共通科目			
	計		
専門支持科目			
	計		
専門科目			
	計		
	合 計		

主研究指導教員	
---------	--

既 修 得 単 位 認 定 申 請 書

年 月 日

山形県立保健医療大学大学院
保健医療学研究科長 殿

課 程 名
学籍番号
氏 名

下記のとおり、大学院で修得した単位を、山形県立保健医療大学大学院学則第 24 条の規定による単位として認定していただきたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 単位を修得した大学院

大学大学院	研究科	専攻	課程
-------	-----	----	----

2 既修得単位として認定を受けようとする科目及び単位数

大学大学院で 修得した科目及び単位数		本学大学院の単位として認定を 受けようとする科目及び単位数	
科 目 名	単位数	科 目 名	単位数

(注) 大学院設置基準第 15 条に規定する科目履修生として修得した単位を含む。

既修得単位認定通知書

年 月 日

殿

山形県立保健医療大学大学院
保健医療学研究科長

年 月 日付けで申請ありました既修得単位の認定については、下記のとおり決定します。

記

単位を認定した科目名	単位数	備考
計	科目	単位